

高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定・案）

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

変更なし

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

		年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
区 分				
都市計画区域内人口			838.3千人	おおむね804.2千人
	市街化区域内人口		585.0千人	※1 おおむね562.6千人
	配分する人口		—	おおむね548.9千人
	保留する人口		—	おおむね13.7千人
	(特定保留)		—	0.0千人
	(一般保留)		—	おおむね13.7千人

※1 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

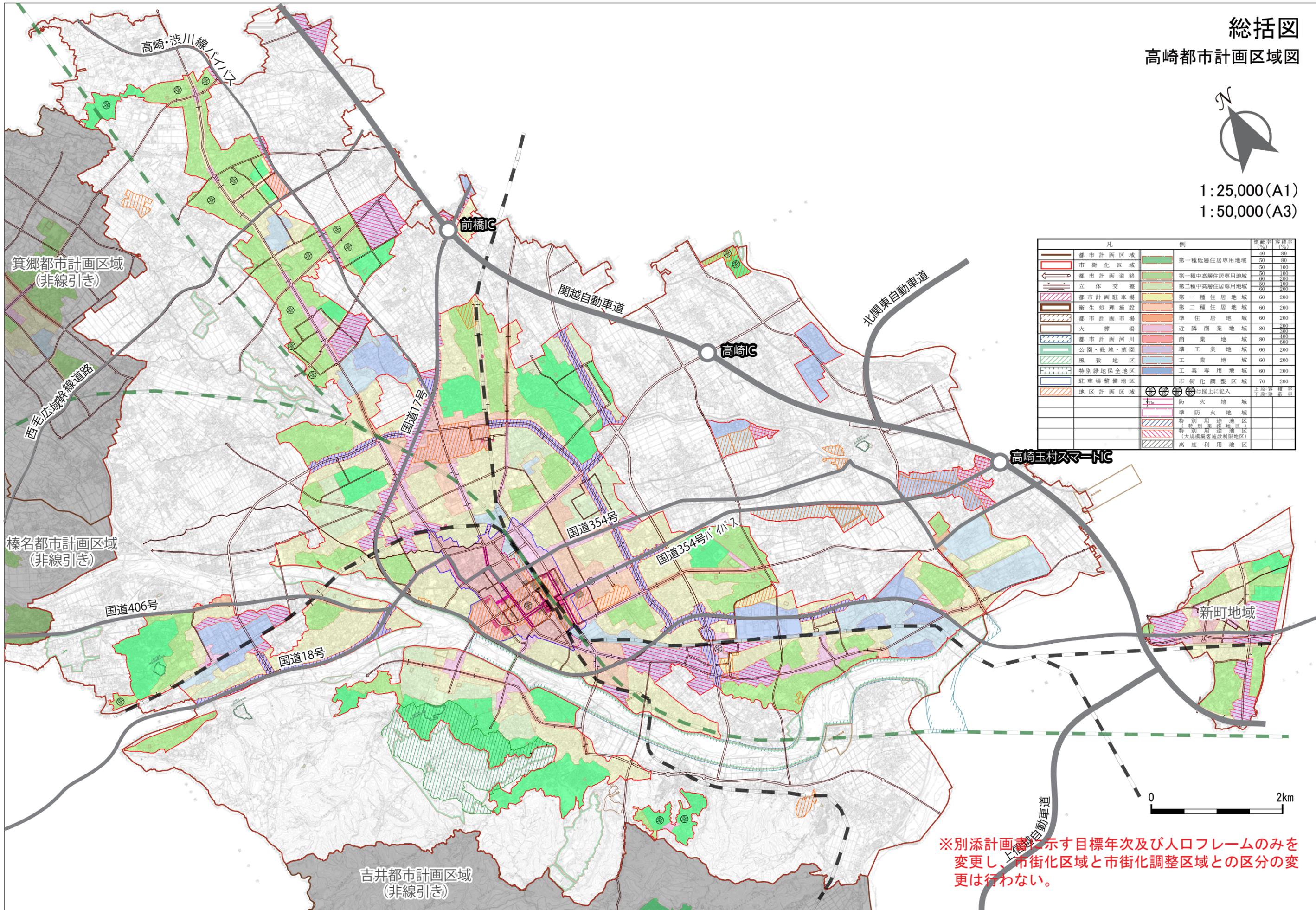
令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

# 総括図 高崎都市計画区域図



1:25,000 (A1)  
1:50,000 (A3)

凡	例	建蔽率 (%)	容積率 (%)
	都市計画区域	40	80
	市街化区域	50	80
	都市計画道路	50	100
	立体交差	50	100
	都市計画駐車場	50	200
	衛生処理施設	60	200
	都市計画市場	60	200
	火葬場	80	200
	都市計画河川	80	200
	公園・緑地・墓園	60	200
	風致地区	60	200
	特別緑地保全地区	60	200
	駐車場整備地区	70	200
	地区計画区域		
	第一種低層住居専用地域	40	80
	第一種中高層住居専用地域	50	100
	第二種中高層住居専用地域	50	200
	第一種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	商業地域	80	200
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	市街化調整区域	70	200
	防火地域		
	準防火地域		
	特別用途地区 (特別準居地区)		
	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)		
	高度利用地区		



※別添計画書に示す目標年次及び人口フレームのみを変更し、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更は行わない。